

Ⅲ. 基本計画

3-1 けやき並木の整備指針

けやき並木の景観整備は、計画理念・整備方針に基づき、周辺の再開発事業や京王線高架事業及び道路網の整備等の進捗に合わせ、段階的・計画的に整備していかなければならない。

ここでは、段階的に推進していく上での指針となる将来像を設定し、けやき並木を景観特性・交通特性により3つのゾーンに区分し、短期長期的な整備の指針をまとめる。

区分	区間	地区の将来像	地区の位置付け	整備指針（短期）	整備指針（長期）
Aゾーン	旧甲州街道 ～ 京王線	<ul style="list-style-type: none"> ・駅より大国魂神社へ向う動線であり、参道の性格が強い。 ・大型店舗の立地等により、けやき並木の商業核となる。 ・現在一方通行であり、再開発による街路整備により、けやき並木のモール化が可能である。 	神社の参道のイメージを活かした、歩行者空間の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・電線・電話線の地中化を図る。 ・一方通行の箇所であり、車道の幅員を狭くし緑地帯を拡幅する。 ・歩道及び側道の一体化と舗装の改良 ・ストリートファニチャーのデザイン化 ・大国魂神社前の交差点は、鳥居とケヤキの老木を背景とした修景を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・沿道の建物の用途・デザイン・壁面後退や広告物の誘導を図り、けやき並木と調和する景観を創造する。 ・車両の進入を禁止したフルモールとして、人々が集い、潤い、楽しめる歩行者専用の空間を整備する。 ・ベンチ等を設け、市民のポケットスペースを整備する。
Bゾーン	京王線 ～ 甲州街道 (国道20号)	<ul style="list-style-type: none"> ・Aゾーンと同様に、モール化が可能である。 ・京王線高架事業等により、高架下の空間が利用できる。 ・再開発・京王線高架事業等により、駅からけやき並木への導入部として位置付けられる。 	駅北口広場と一体となったけやき並木の玄関口としての整備	<ul style="list-style-type: none"> ・電線・電話線の地中化を図る。 ・一方通行の箇所であり、車道の幅員を狭くし緑地帯を拡幅する。 ・歩道及び側道の一体化と舗装の改良 ・ストリートファニチャーのデザイン化 ・高架下のポケットスペースとして整備する。 ・けやき並木の導入部として、駅北口広場と一体的に整備する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・沿道の建物の用途・デザイン・壁面後退や広告物の誘導を図り、けやき並木と調和する景観を創造する。 ・車両の進入を禁止したフルモールとし、由来碑やモニュメントを設置し、けやき並木の導入部として位置付ける。 ・高架下は掲示板等を設け、ギャラリーやインフォメーションの小広場として計画する。
Cゾーン	甲州街道 (国道20号) ～ 桜通り	<ul style="list-style-type: none"> ・商業地区への編入により、沿道の高層化、商業施設化が進行する。 ・側道部の歩道化が可能である。 ・車道部の通行を制限し、交通量の減少が可能である。(街路網の整備によりモール化が可能) 	みどり豊かで、落ち着いた歩道空間の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・電線・電話線の地中化を図る。 ・車両の通行を規制し、交通量の減少を図る。(大型車の規制等) ・歩道及び側道の一体化と舗装の改良 ・ストリートファニチャーのデザイン化 ・ケヤキの補植により、けやき並木の再生を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の街路整備により、バス路線の振替え等を行ない一方通行化を図る。(街路網整備後はモール化) ・沿道の建物の用途・デザイン・壁面後退や広告物の誘導を図り、けやき並木と調和する景観を創造する。 ・豊かな緑を基調とした、落ち着いた散策やショッピングが楽しめる歩行空間を整備する。

3-2 段階的整備計画

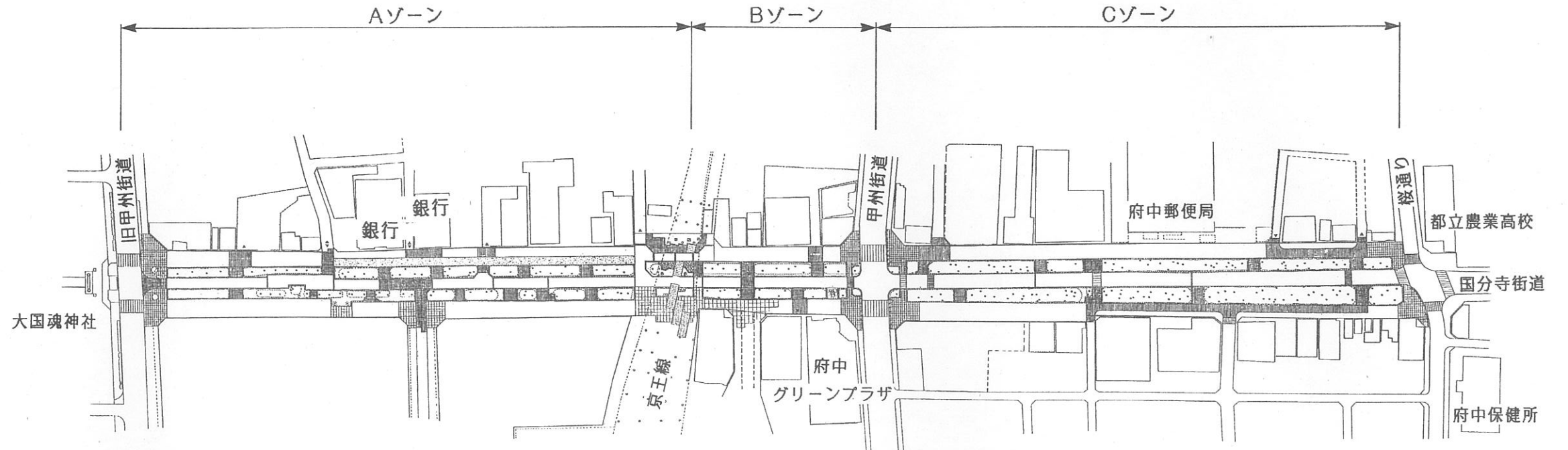
けやき並木の景観整備は、周辺の再開発や街路整備等の都市整備の進歩に合わせて段階的に整備を進めてゆく必要がある。

そのため、けやき並木の段階的整備を進めるうえで、計画の条件となる整備の方向を次のように設定する。

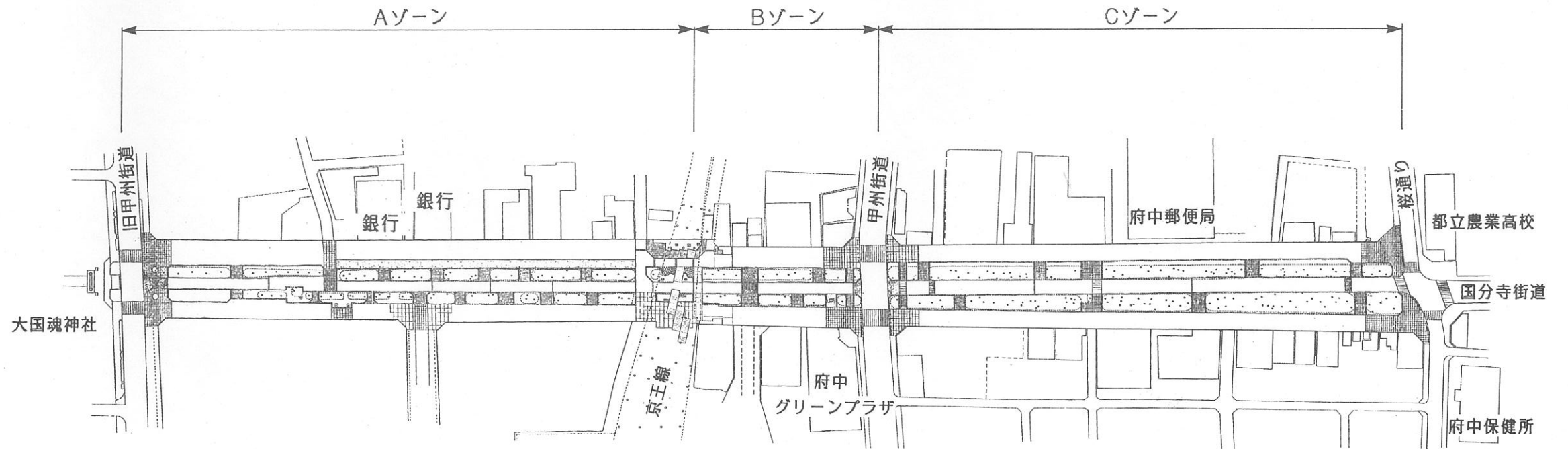
区分	区間	現状改良整備段階	中間整備段階	将来整備段階
Aゾーン	旧甲州街道 ～ 京王線	<ul style="list-style-type: none"> 中央部車道は一方通行（幅員5m） 東側沿道は再開発事業によるセットバック（セットバック4.3～6.0m） 西側の沿道は現況 沿道の駐車場利用を考慮する 歩道及び側道部の一体化 	<ul style="list-style-type: none"> 中央部車道は時間規制による一方通行（幅員5m） 東側沿道は再開発事業によるセットバック（セットバック4.3～6.0m） 西側の沿道はセットバック（セットバック6.0m） 歩道及び側道部の一体化 けやき並木通りからの駐車場利用はない 	<ul style="list-style-type: none"> けやき並木は、車両通行禁止（フルモール化） 東側沿道は再開発事業によるセットバック（セットバック4.3～6.0m） 西側の沿道はセットバック（セットバック6.0m） 歩道及び側道部の一体化
Bゾーン	京王線 ～ 甲州街道 (国道20号)	<ul style="list-style-type: none"> 中央部車道は一方通行（幅員5m） 歩道及び側道の一体化 京王線高架事業完了による、高架下の空間利用 沿道の駐車場利用を考慮する 	<ul style="list-style-type: none"> 中央部車道は時間規制による一方通行（幅員5m） 沿道（東西）はセットバック（セットバック3.0m） 歩道及び側道の一体化 京王線高架事業完了による、高架下の空間利用 けやき並木通りからの駐車場利用はない 	<ul style="list-style-type: none"> けやき並木は、車両通行禁止（フルモール化） 沿道（東西）はセットバック（セットバック3.0m） 歩道及び側道の一体化 京王線高架事業完了による、高架下の空間利用
Cゾーン	甲州街道 (国道20号) ～ 桜通り	<ul style="list-style-type: none"> 中央部車道は対面通行（幅員7m） 部分的に歩道及び側道の一体化 沿道の駐車場利用を考慮する 	<ul style="list-style-type: none"> 中央部車道は進入車両を規制した対面通行（幅員7m） 沿道（東西）はセットバック（セットバック3.0m） 歩道及び側道の一体化 けやき並木通りからの駐車場利用はない 	<ul style="list-style-type: none"> バス路線の振替え等による一方通行（幅員6.0m）（街路網整備後はフルモール化） 沿道（東西）はセットバック（セットバック3.0m） 歩道及び側道の一体化

※ セットバックは行政指導による。

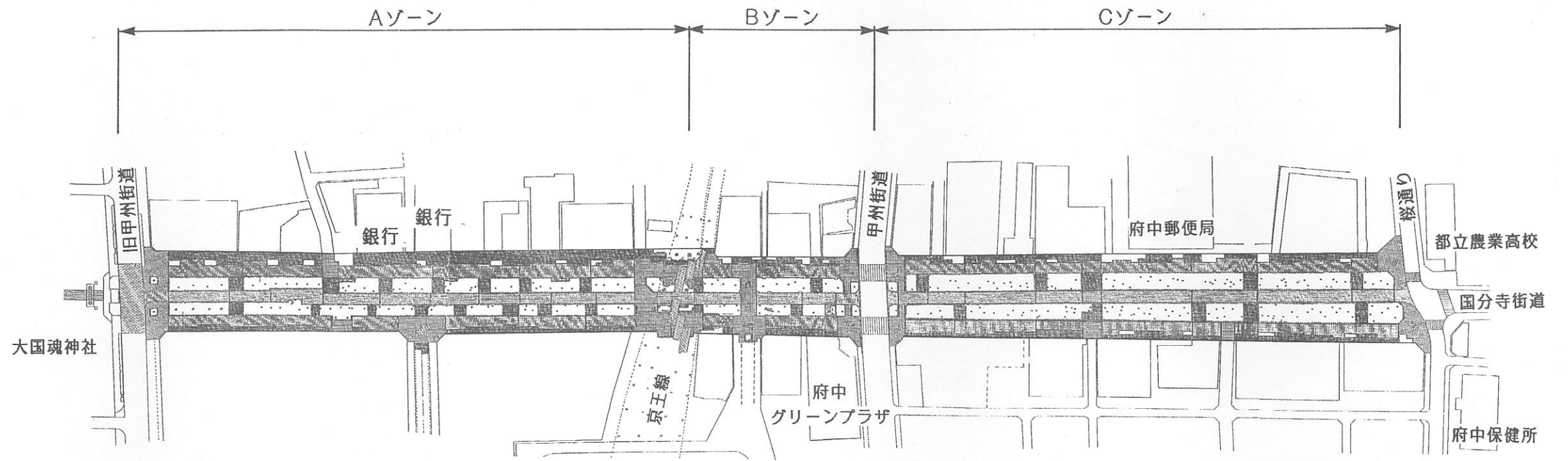
現状改良整備段階



中間整備段階



将来整備段階



3-3 基本計画

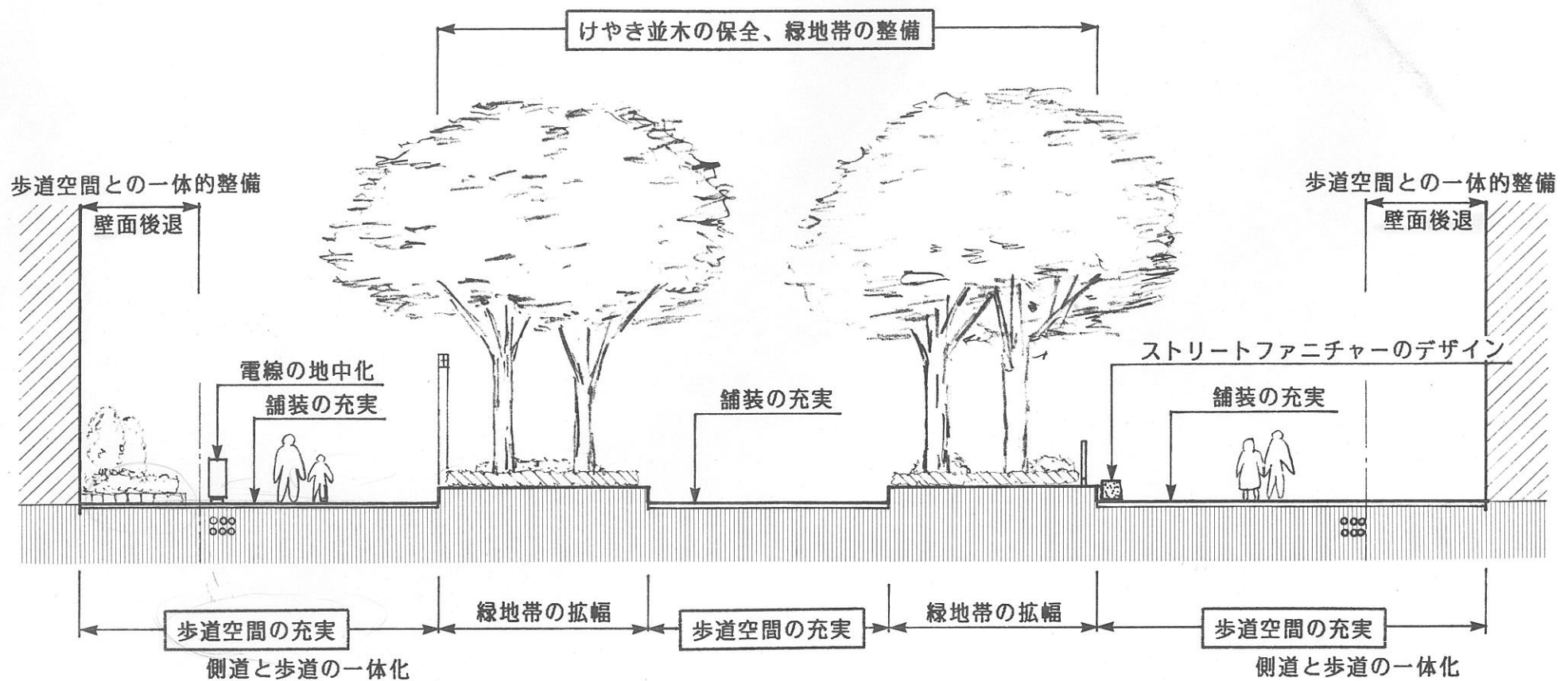
(1) 全体計画

けやき並木の景観整備は、周辺の都市環境整備の進捗や沿道の建物等の計画に合わせて、段階的に整備を進めていく必要がある。

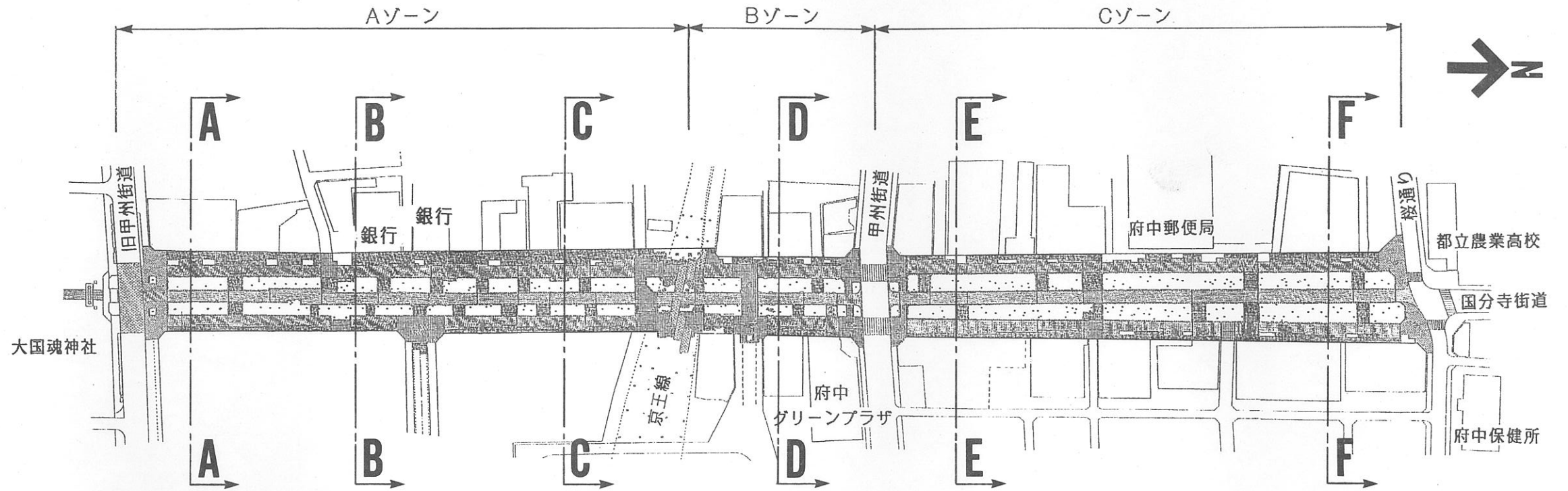
このような段階的な整備を円滑に推進していくうえで、目標となるけやき並木の将来の姿を明確にし、その将来像に向かって順次整備していかなければならない。

ここでは、計画の理念・方針・指針に基づき、けやき並木の将来像となる基本計画の検討を行う。

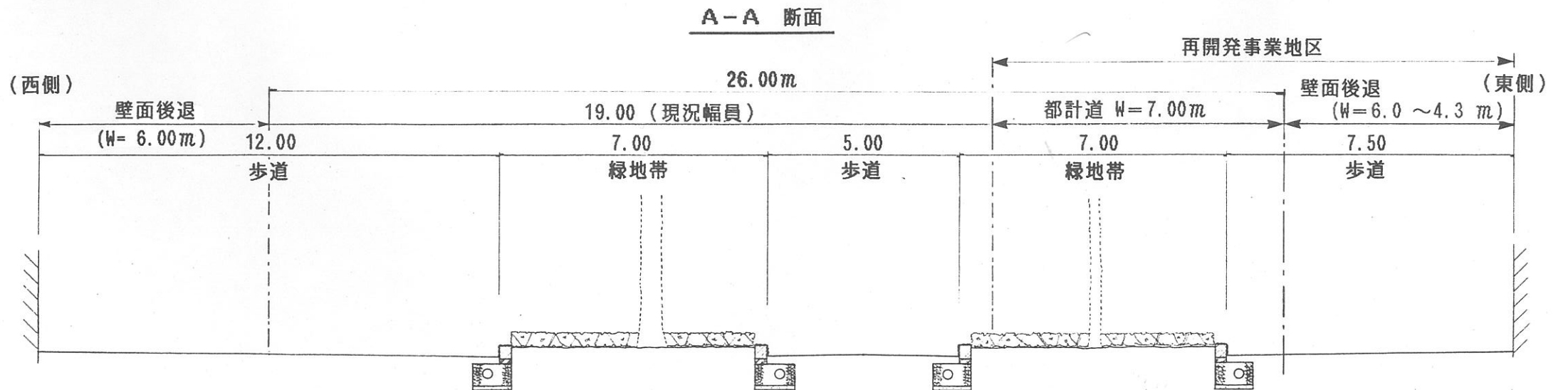
断面イメージ図



断面位置図

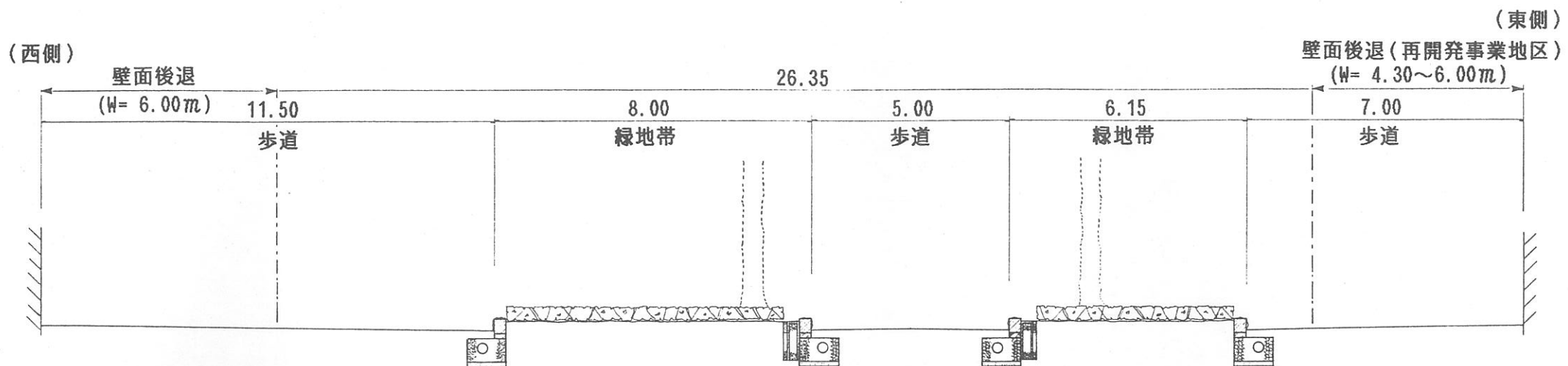


標準断面計画 (Aゾーン)

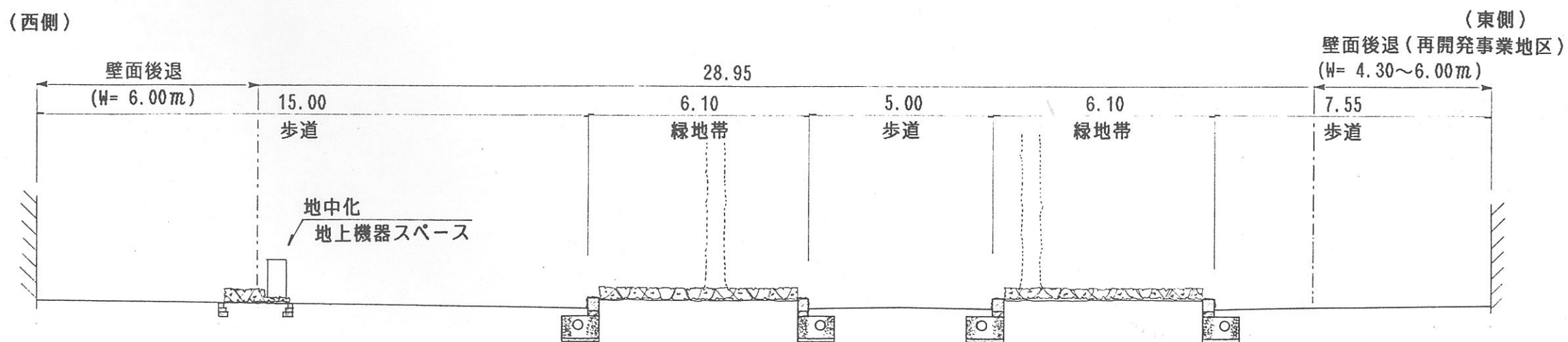


標準断面計画 (Aゾーン)

B-B 断面

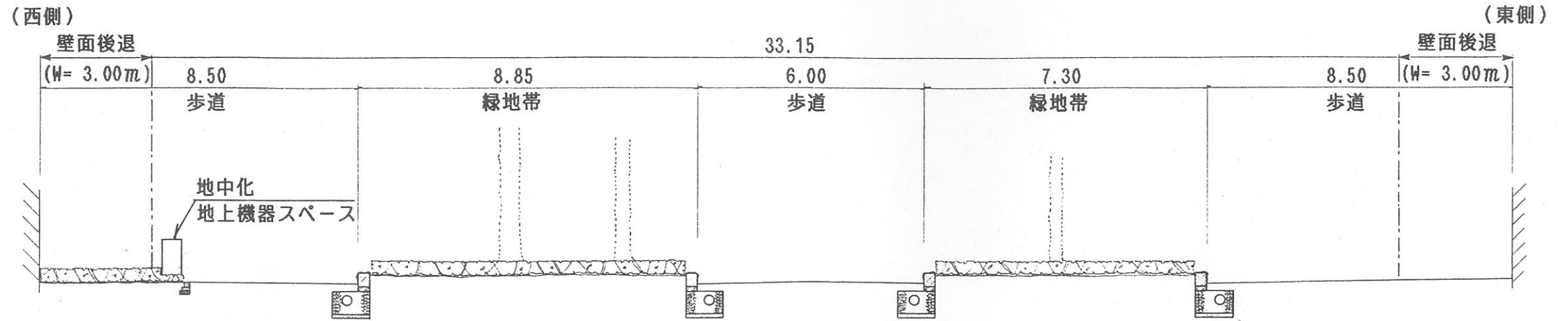


C-C 断面

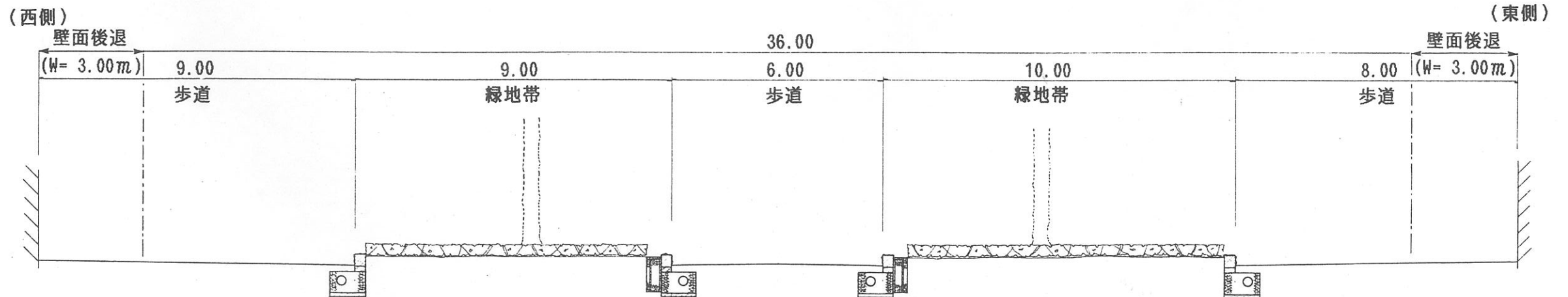


標準断面計画 (Cゾーン)

E-E 断面



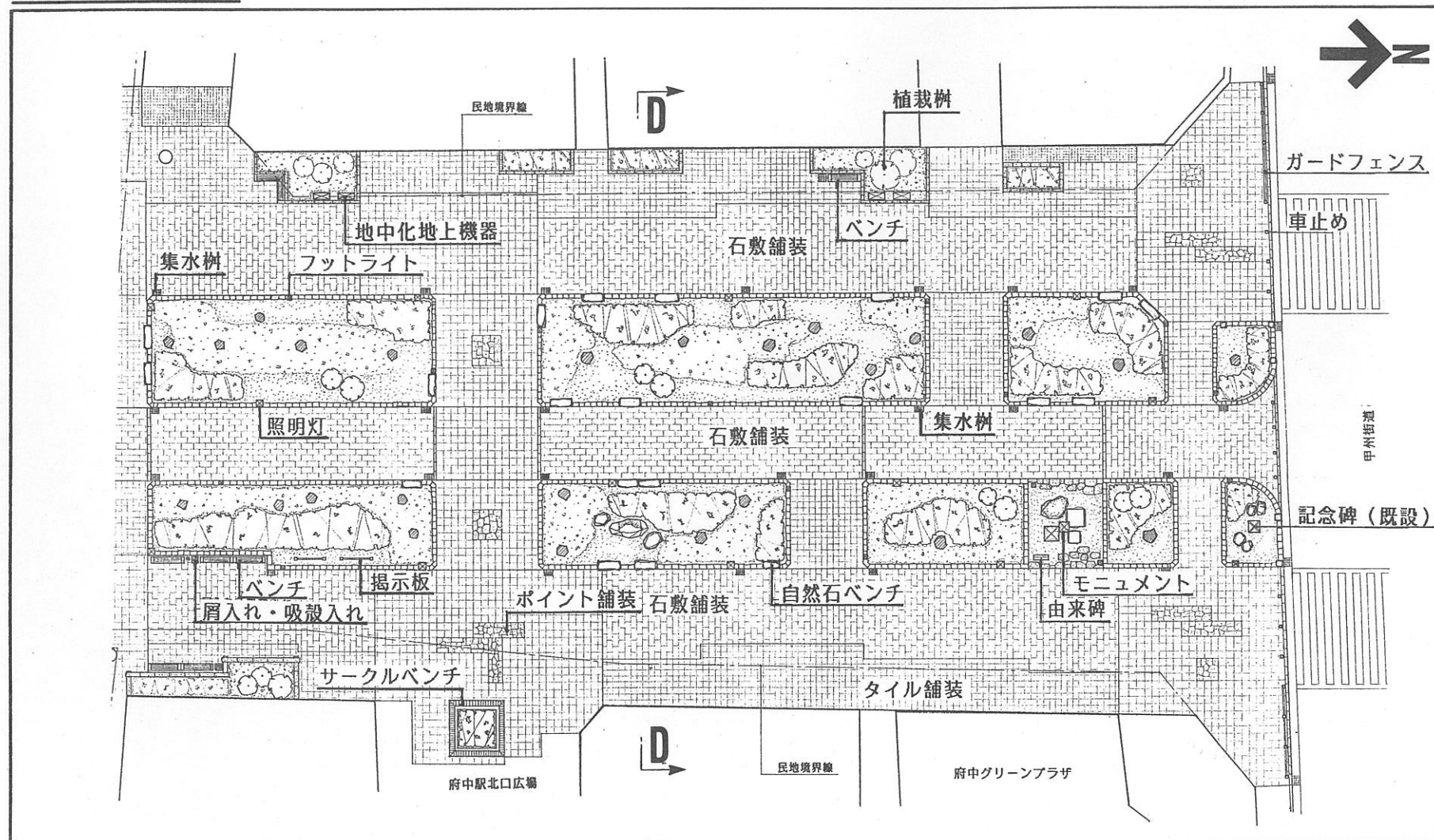
F-F 断面



(2) 部分計画

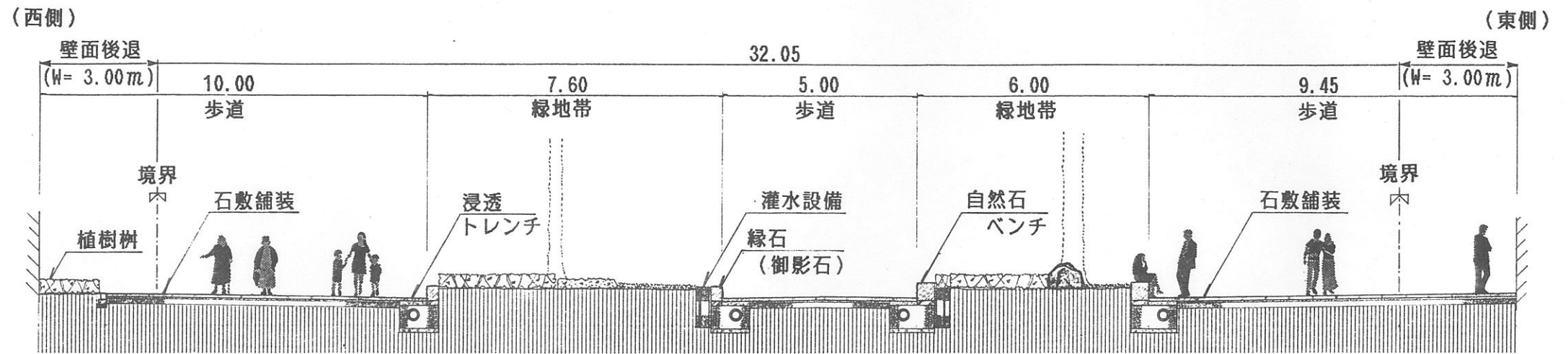
1. Bゾーン（京王線～国道20号）詳細計画

詳細計画平面図 S=1:400

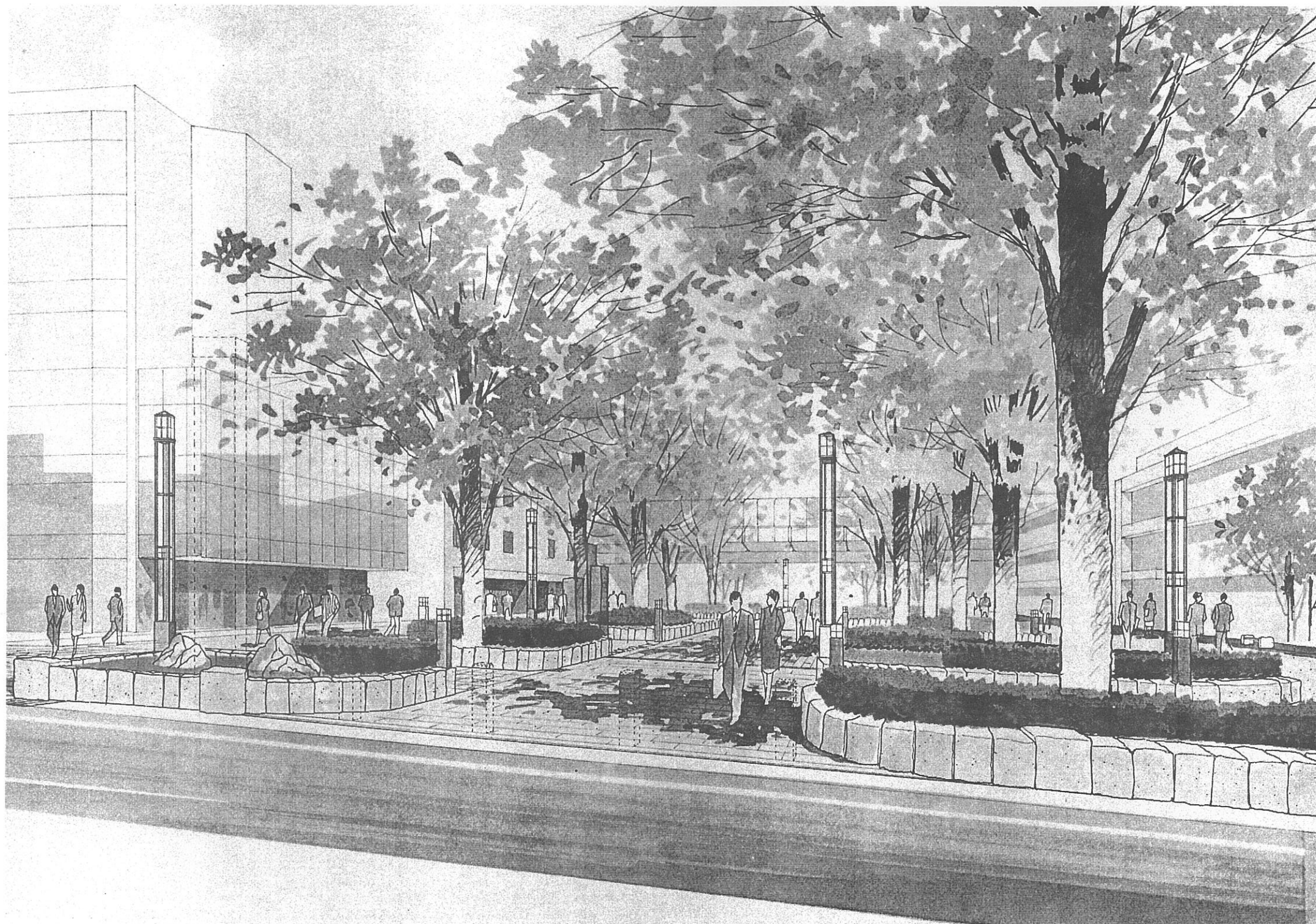


◉: ケヤキ等の既存樹

標準断面図 (D-D 断面)



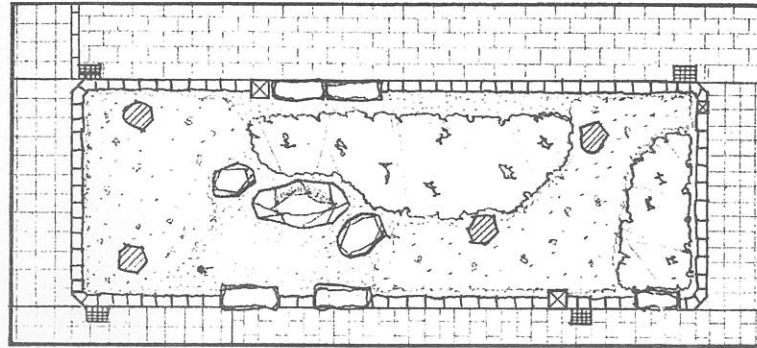
イメージスケッチ (甲州街道よりけやき並木を望む)



● 部分整備の考え方

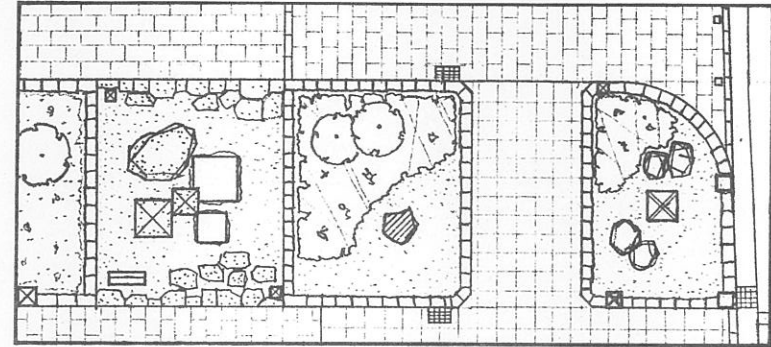
① 緑地帯の整備

ケヤキの保全と共に、緑地帯の拡幅、縁石の改修、雨水利用施設の整備のほか、低木・地被植物によるケヤキの根締植栽をおこなう。



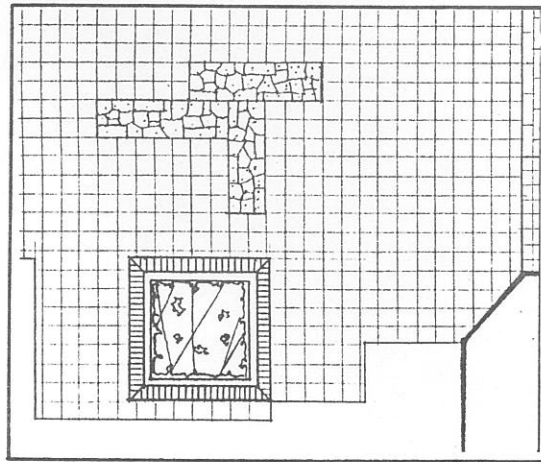
③ 記念碑の再整備とモニュメント・由来碑の設置

既存の記念碑周辺の整備を図ると共に、けやき並木の由来碑やモニュメントを設置する。



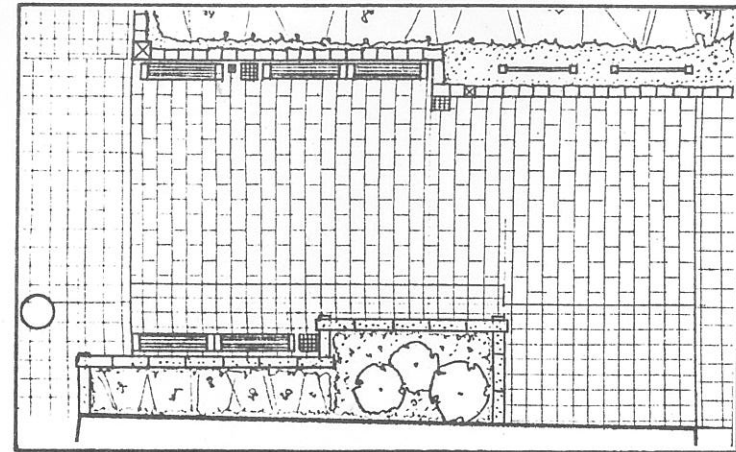
② 府中駅北口広場との一体的な整備

舗装を連続する他に、植樹柵やベンチ等を設ける。



④ 小スペースの整備

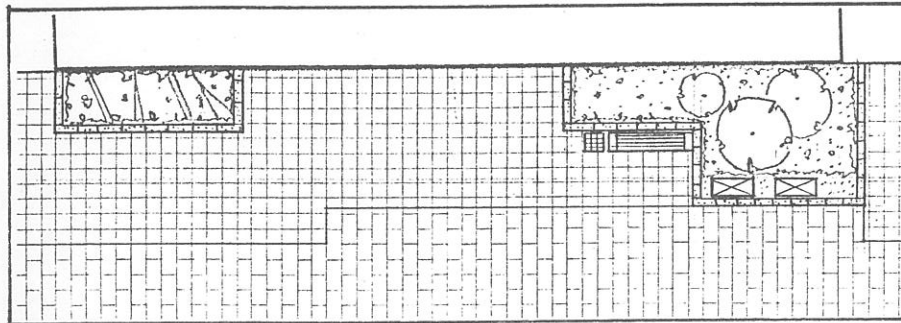
ベンチや掲示板等を設置し、利用者が集い、憩う小スペースを整備する。



⑤壁面後退による歩行者空間の整備

沿道の建物の壁面後退によって生じた部分は、歩道と一体的に整備し、植樹帯等を設ける。

また、植樹帯の中に電線の地中化による地上機器を設置する。



2. 京王線高架下詳細計画

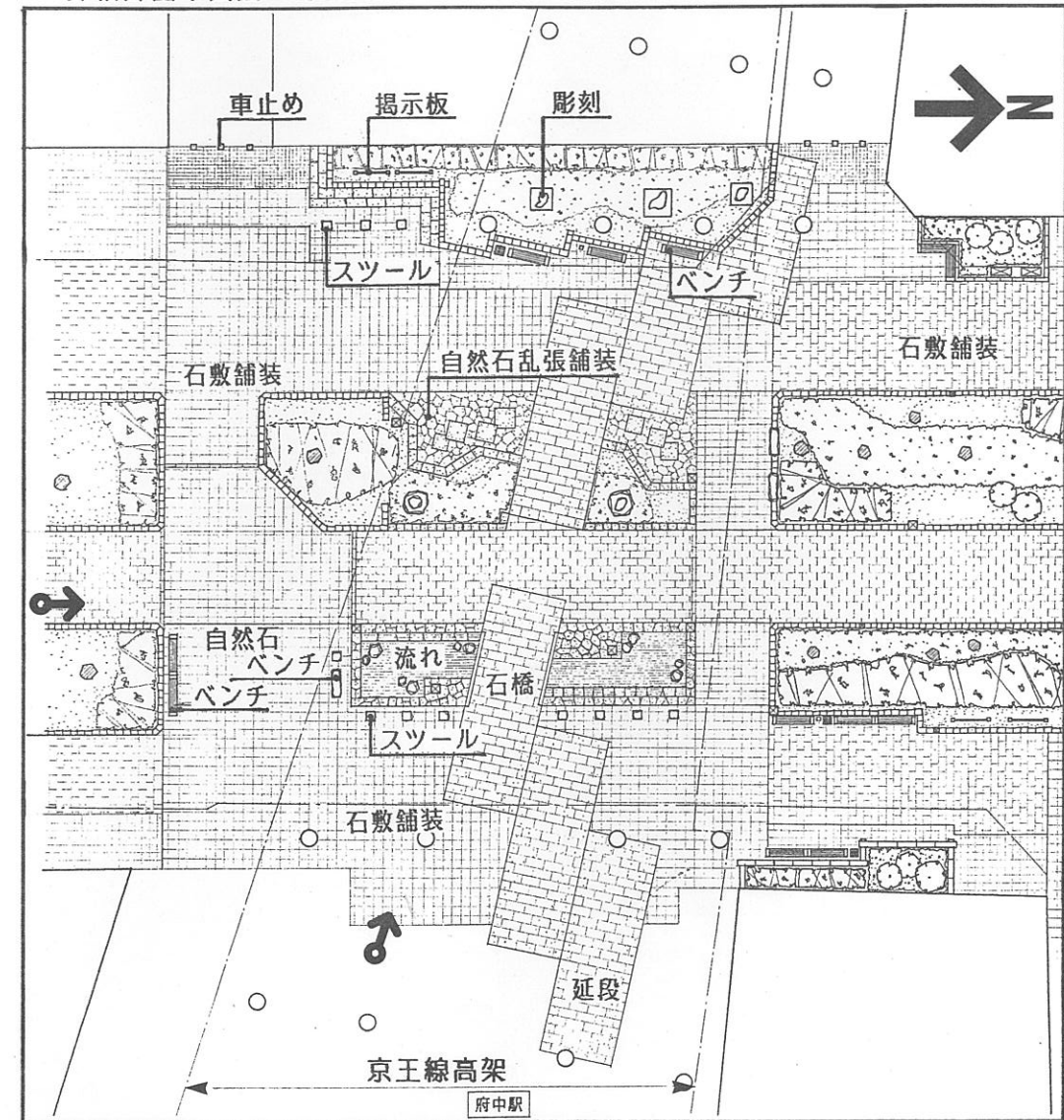
京王線の高架化によって生まれるスペースは、けやき並木の中で特徴的な空間であると同時に、府中駅からけやき並木への導入部となる。

この空間特性を活かし、人々が集い、楽しみ、くつろげる小広場として整備する。

- 府中駅からけやき並木に向う動線に合わせた^{*}延段風の舗装
- 流れの整備
- ベンチ・スツール等の休憩施設の設置
- 掲示板・案内板などのインフォメーション機能の充実
- 彫刻やモニュメントの設置

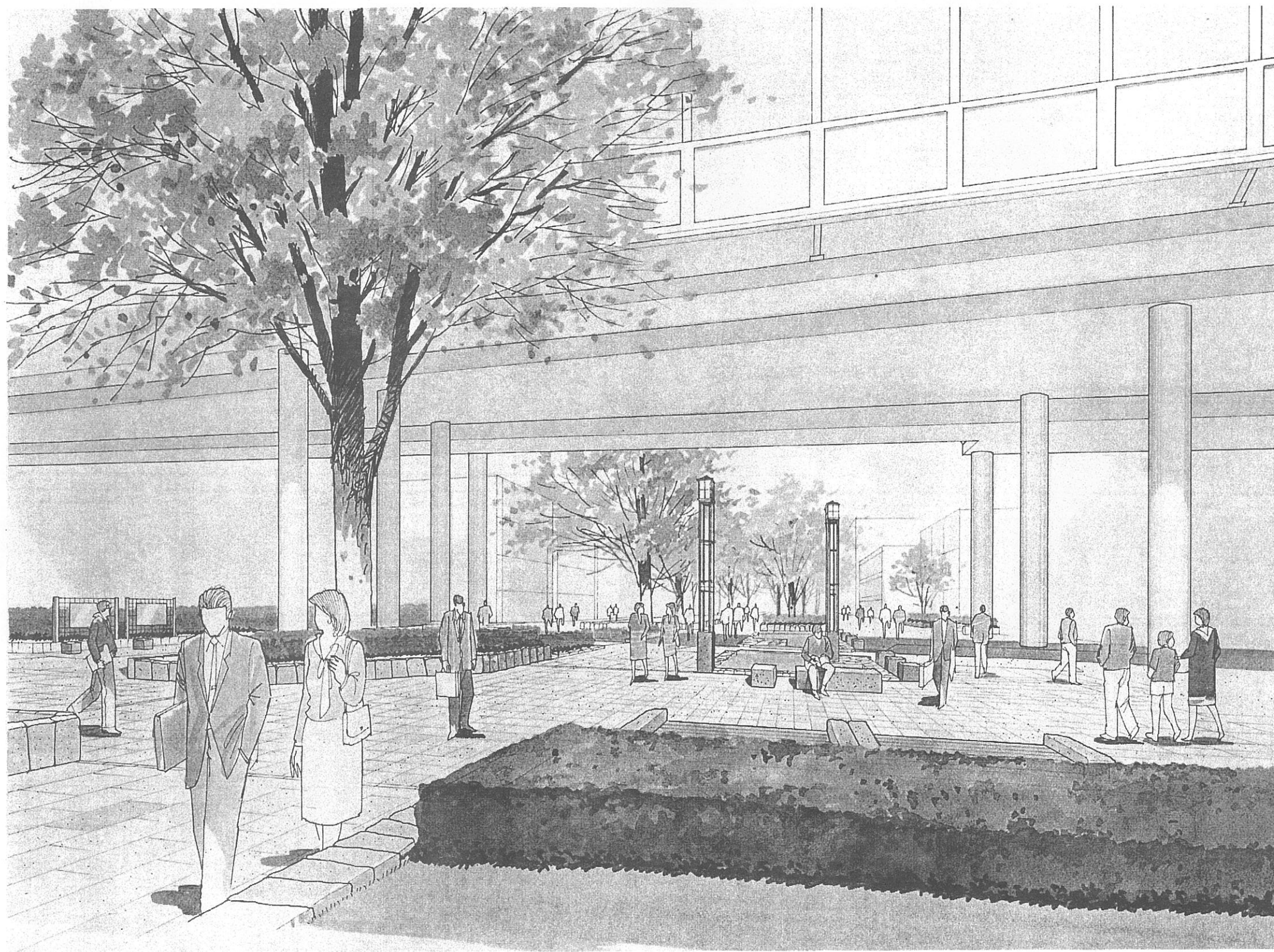
*延段（のべだん）…もとは茶庭内に用いられたもので、石を敷いた園路のひとつである。

詳細計画平面図 S=1:400

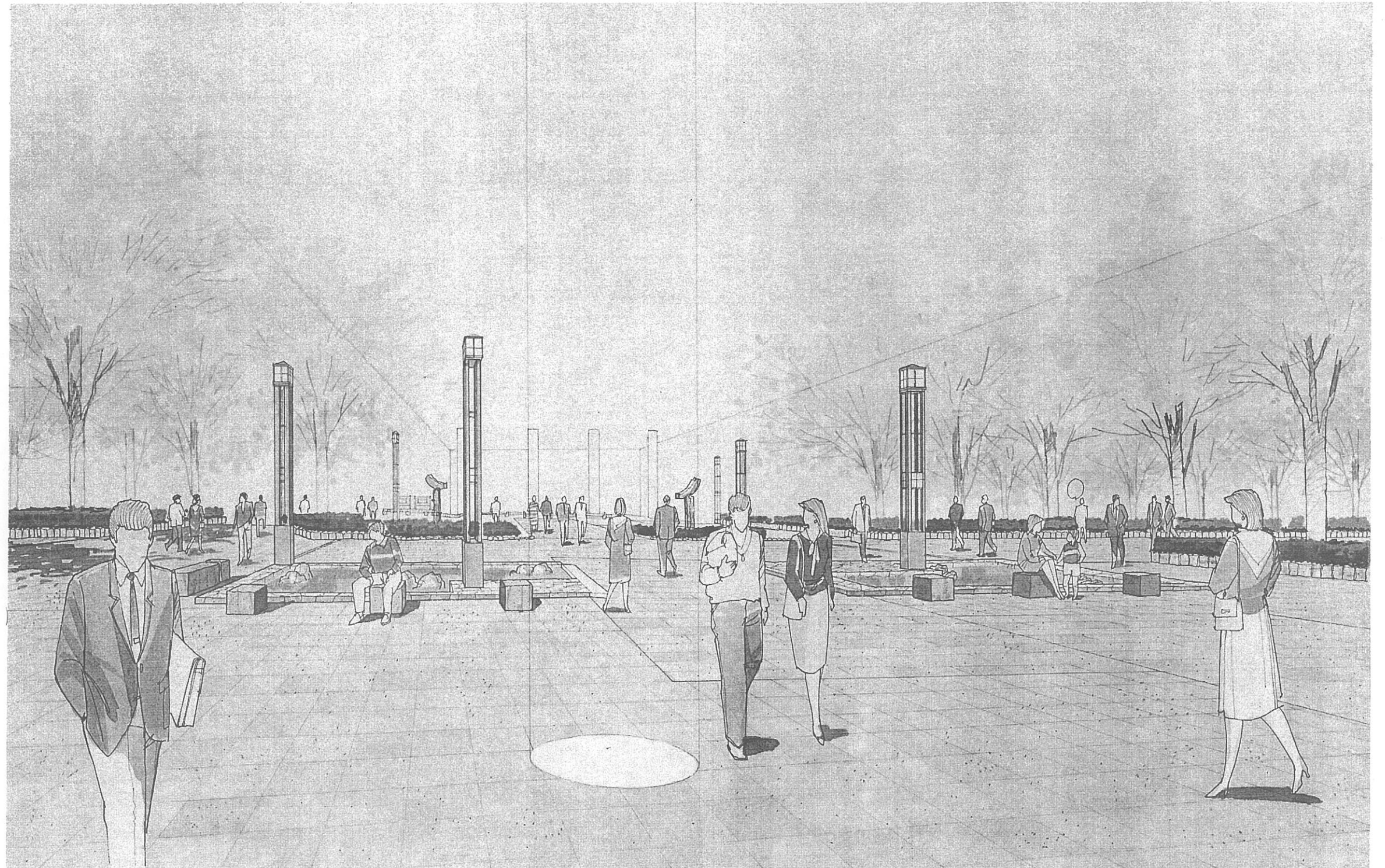


→ イメージスケッチ視点

イメージスケッチ（南側より京王線高架方向を望む）



イメージスケッチ (府中駅側よりけやき並木を望む)



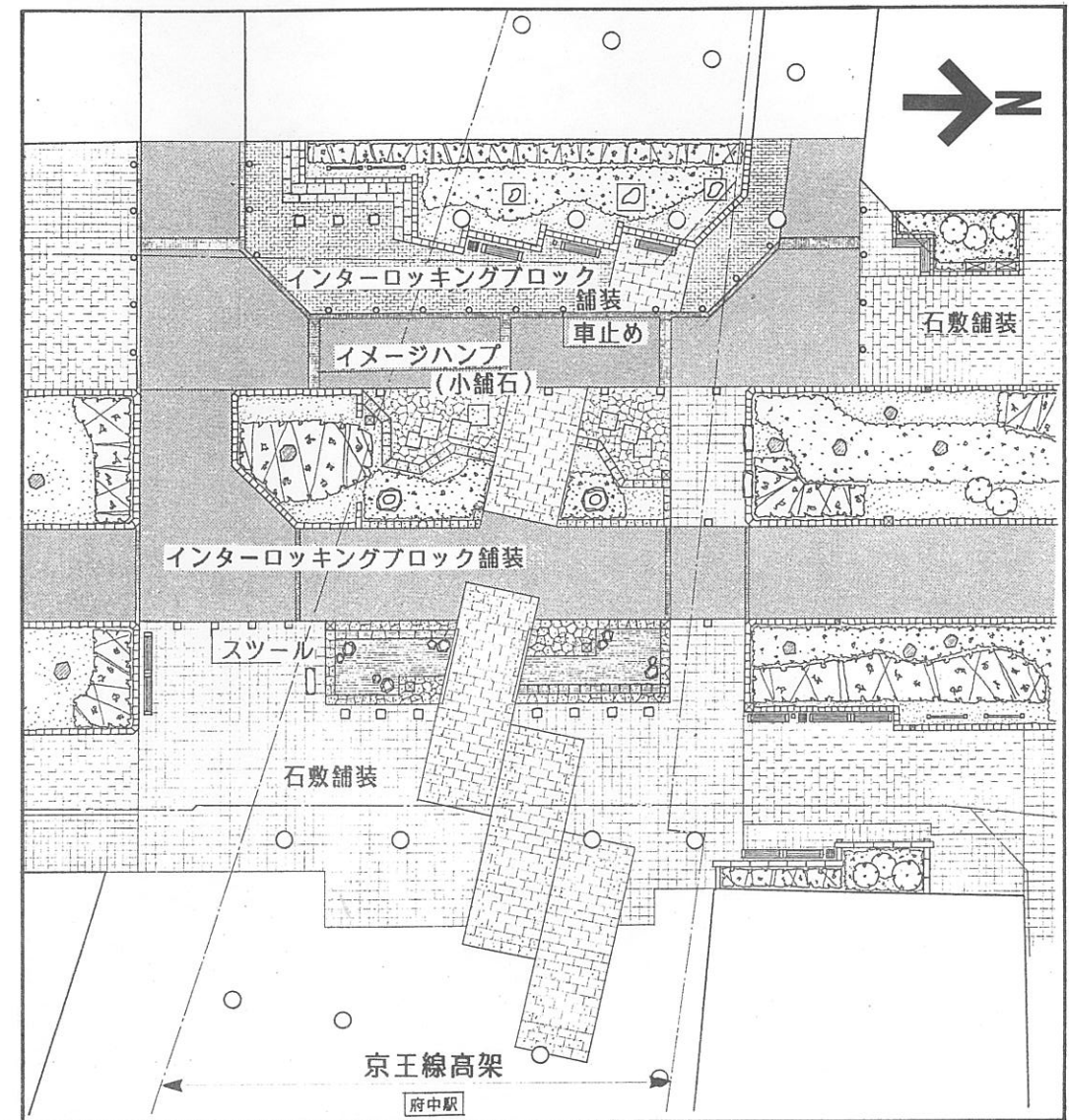
— 暫定案の提案 —

京王線高架下の整備は、高架事業の完成と共に早期の整備が可能であるが、中央部の車道のモール化は、再開発事業、周辺街路整備の完成を待たなければならない。

従って、将来のモール化までの暫定案として、現在利用が可能な中央部及び西側側道の車両通行を考慮したプランの提案を行う。

- 府中駅側（東側）歩道を将来案に基づいた整備を行う。
（自然石舗装・延段・流れ等）
- 中央部及び西側側道部は、車両通行を考慮し、インターロッキングブロック舗装とする。
- 西側歩道部は、将来案に基づき、植樹帯・ベンチ等を整備する。

詳細計画平面図 S=1:400



3-4 沿道景観整備の方針

一般的に都市内の街路は、路上の施設のみで景観を構成することはなく、多くの場合、沿道の建物や工作物等が重要な景観の構成要素となる。

けやき並木通りの景観整備を進めていくためには、道路内施設（道路内景観）の整備は言うまでもなく、沿道の建物がけやき並木通りの恵まれた自然と良好に調和する街路景観の整備が重要である。

沿道の景観形成のためには、所有者、利用者の景観意識の醸成と、長期的な誘導が必要である。

しかし、沿道の街並に関する規制・誘導の方法は、その都市の成立基盤、歴史、風土等により異なり、今後十分な調査と研究を進め、よりけやき並木に整合した方法を探ることが必要である。

(1) 沿道景観の誘導目標

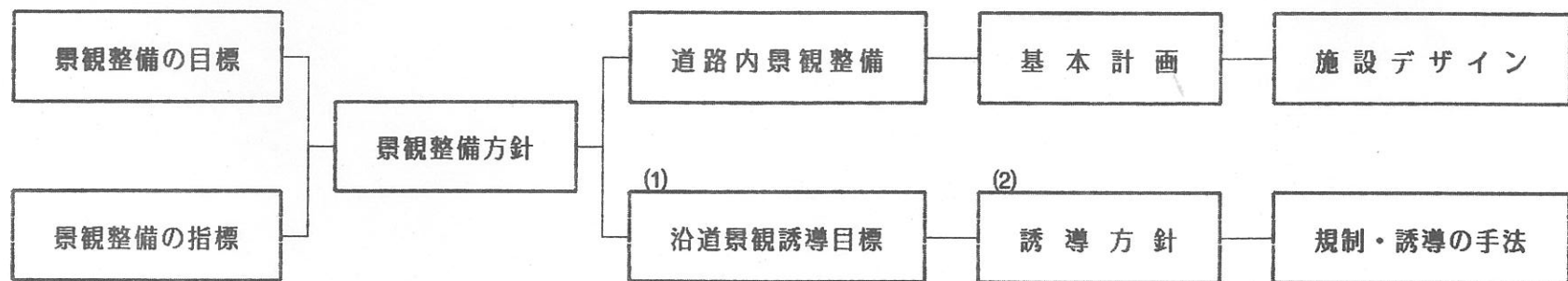
けやき並木通りの景観は、道路内景観と沿道景観の両者によって形づくられており、景観整備を進める上で共通目標・方針を設定する。

従って、沿道景観の誘導目標を、けやき並木景観整備の目標・整備方針に基づき次のように設定する。

沿道景観誘導目標

- ①けやき並木の自然との調和
- ②落ち着いた風格ある街並の創出
- ③賑わいのある空間の創出

沿道景観整備フロー



(2) 沿道景観の誘導方針

けやき並木通りの沿道景観の誘導対象となる事項は、敷地、建物の用途や意匠に関わるものから、看板や広告物に至るまで多岐に渡る。

これまでの検討に基づき、沿道景観の誘導方針を設定する。

誘導対象事項		誘導方針
敷地について	①規模・形状	・敷地の大きさを一定の範囲でそろえ、敷地の細分化をさける。
	②建ぺい率・容積率	・建ぺい率・容積率は、用途地域による制限を遵守する。壁面線の後退による公開空地は、建ぺい率・容積率にふくめる。
	③壁面線	・一定の幅で、連続的に壁面後退を行い、歩行者空間の拡充を図る。 ・上層階（4階以上）はできるかぎり壁面後退をおこない、空間の圧迫感の軽減を図る。（階数や視覚的範囲との整合）
	④オープンスペース	・壁面後退により得られた空間は、場所に応じて緑化及び公開空地化を図り、歩道と一体的に整備する。
	⑤駐車場	・けやき並木通りに接しての駐車場施設はさける。
	⑥植栽	・公開空地、敷地内ともに緑量確保と修景のための効果的な緑化や、けやき並木への雨水利用施設（浸透枳等）の設置を図る。
建物について	⑦用途	・低層部は、けやき並木通りにふさわしい「商業・文化系」用途の誘導を図る。
	⑧形態	・建物の高さ・階高の調和を図る。
	⑨意匠（素材・色彩）	・奇抜な意匠は避け、けやき並木との調和に配慮する。 ・建物外壁の色は、けやき並木の緑と調和するグレー・薄茶色系（素材はタイル系・石・メタル系）を基調色とする。
	⑩その他	・低層部は、ショーウィンドウや入口等のデザイン化を図り、閉店後に街並の雰囲気を変えない工夫をする。
⑪設備・工作物について		・屋外設備類は、特にけやき並木通りから目立たない配慮（位置・囲障等）をばらう。
⑫看板・広告物について		・屋上利用の看板・広告物は禁止する。 ・自己用の看板・広告物のみ許可すると共に、設置にあたっては必要最小限の面積・数とし、建物及び周辺環境と調和したデザインとする。 ・置看板等の仮設的な看板・広告物は禁止する。
⑬その他		・建物の利用者に対する駐輪場を確保し、歩行者の通行の妨げとならないよう配慮する。 ・歩道内への商品の陳列、露店等は禁止する。 ・架空線は、地中化により無電柱化を図る。

沿道景観形成イメージ図

